



茨城県報

第 681 号

令和 8 年 (2026 年) 1 月 22 日

木曜日

目 次

規 則

ページ

○ ◎茨城県特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則 (人事課) 1

(人 事 委 員 会)

○職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 2

告 示

○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (資源循環推進課) 3

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 (資源循環推進課) 5

○調理師試験指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地変更

(生活衛生課) 5

○救急告示医療機関の認定 (医療政策課) 5

○知事指定薬物の指定 (薬務課) 6

○茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課) 7

○道路の区域の変更 (3 件) (道路維持課) 7

○道路の供用の開始 (道路維持課) 8

○茨城県都市公園管理規則第 6 条の 7 第 1 項の規定に基づき知事が定める期間 (都市整備課) 8

○茨城県都市公園管理規則第 13 条の規定に基づき知事が定める期間 (都市整備課) 9

(教 育 長)

○指定納付受託者の指定 9

○指定公金事務取扱者の委託 9

公 告

○落札者等の公示 (情報システム課) 10

○開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) 10

(病 院 局)

○落札者等の公示 11

(労 働 委 員 会)

○あっせん員候補者の公示 11

規 則

茨城県規則第 1 号

茨城県特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 1 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則

茨城県特別職報酬等審議会規則（昭和42年茨城県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10人」の次に「以内」を加える。

第3条中「次の各号に掲げるもの」を「学識経験を有する者、県の区域内の公共的団体等の代表者その他県民」に改め、同条各号を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会規則第1号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 1 月 22 日

茨城県人事委員会委員長 阿久津 正晴

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第33の2オの表中「13,100円」の次に「(条例別表第4の2の表備考第2項に定める職員にあつては、13,300円)」を加える。

同別表カの表中「12,700円」の次に「(条例別表第4の3の表備考第2項に定める職員にあつては、12,900円)」を加える。

別表第33の3中「調整基本額表」の次に「(定年前再任用短時間勤務職員)」を加える。

同別表オの表中「12,500円」の次に「(条例別表第4の2の表備考第2項に定める職員にあつては、12,600円)」を加える。

同別表カの表中「12,200円」の次に「(条例別表第4の3の表備考第2項に定める職員にあつては、12,300円)」を加える。

別表第34の2エの表中「72,800円」を「73,400円」に、「63,700円」を「64,200円」に、「54,600円」を「55,100円」に改める。

同別表オの表中「70,100円」を「70,800円」に、「61,400円」を「61,900円」に、「52,600円」を「53,100円」に改める。

別表第34の3エの表中「68,000円」を「68,600円」に、「59,500円」を「60,000円」に、「51,000円」を「51,400円」に改める。

同別表オの表中「66,300円」を「67,000円」に、「58,000円」を「58,600円」に、「49,800円」を「50,200円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与に関する規則の規定は、令和 8 年 1 月 1 日から適用する。

~~~~~

告 示

茨城県告示第22号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 8 年 1 月 22 日

茨城県知事 大井川和彦

1 指定する区域

常総市水海道森下町字森下大道東4474番1の一部（別図のとおり）

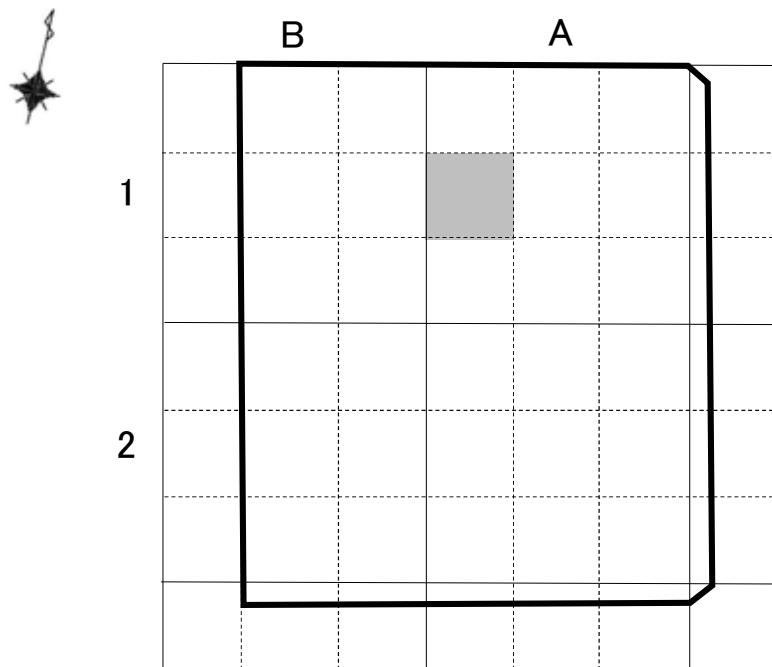
2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特有害物質の名称

ふつ素及びその化合物

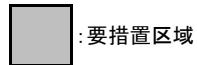
3 要措置区域において講すべき汚染の除去等の措置

規則別表第6の1の項の中欄に規定する「地下水の水質の測定」

別図

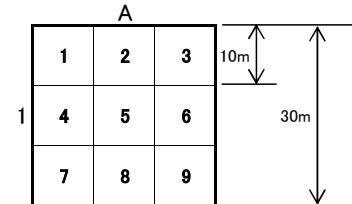


<凡例>



: 要措置区域

※ メッシュ番号の枝番号は、右図のとおり

: 土壤汚染状況調査対象範囲

茨城県告示第23号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づき、令和5年7月27日付け茨城県告示第906号により指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を解除する。

令和8年1月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定を解除する区域

北茨城市磯原町磯原字西カバカイ1130番4の一部

2 法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称
ふつ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去

~~~~~

## 茨城県告示第24号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項の規定により茨城県調理師試験の実施に関する事務の全部を行わせている者から、調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第2条の2第2項の規定により下記のとおり主たる事務所の所在地を変更する旨の届出がされたので、同施行令第2条の2第3項の規定に基づき公示する。

令和8年1月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定試験機関の名称

公益社団法人調理技術技能センター

2 変更前の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地

東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号JACCビル

3 変更後の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地

東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号内山ビル

4 変更年月日

令和8年1月26日

5 変更の理由

業務効率化による生産性の向上及びコストの削減を図るため

~~~~~

茨城県告示第25号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、次の医療機関を救急病院として認定したので、告示する。

令和8年1月22日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関名	所在地	認定期限
つくばセントラル病院	牛久市柏田町1589-3	令和11年3月21日
医療法人楽生会 木根淵外科胃腸科病院	坂東市辺田1430番1	令和11年3月21日

~~~~~

## 茨城県告示第26号

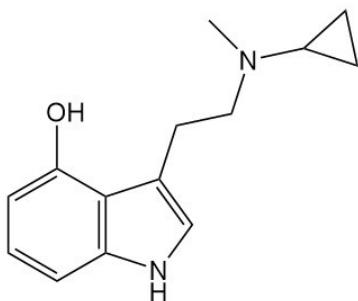
茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号）第10条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和 8 年 1 月 22 日

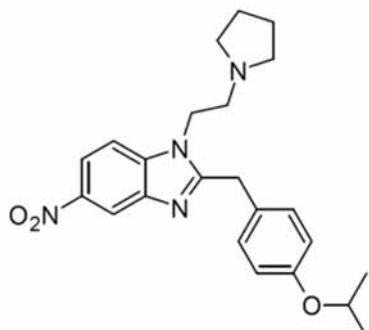
茨城県知事 大井川 和彦

## 1 知事指定薬物の名称

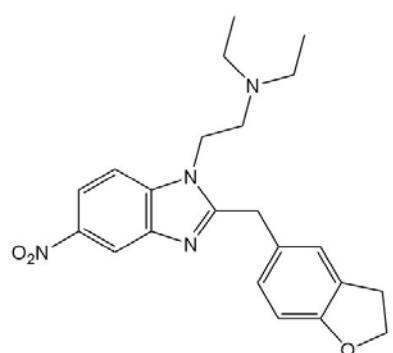
(1) 3- { 2- [ (シクロプロピル) (メチル) アミノ] エチル} -1 H-インドール-4-オール及びその塩類



(2) 2- [ (4-イソプロポキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1- [ 2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1 H-ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類



(3) 2- { 2- [ (2, 3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1 H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類



## 2 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有し、かつ、人の身体に使用された場合に人の健康に被害が生ずると認められ、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

## 3 指定の効力が発生する日

令和 8 年 1 月 22 日

## 茨城県告示第27号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 1 月 22 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

別表 2 中「2.20%」を「2.50%」に改める。

## 付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、令和 8 年 1 月 20 日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

~~~~~

茨城県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 8 年 1 月 22 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 22 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 道路の種類 一般国道
- 路 線 名 354号
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡境町字仲町西側1611番1地先から 猿島郡境町字浅間下1033番地先まで	(A) 旧	メートル	メートル	
		最大 9.8 最小 6.2	622	
猿島郡境町字北野1966番15地先から 猿島郡境町字大川端1239番5地先まで	(B)	最大 28.6 最小 8.0	974	
猿島郡境町字北野1966番15地先から 猿島郡境町字大川端1239番5地先まで	新 (B)	最大 28.6 最小 8.0	974	区域除外

~~~~~

## 茨城県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 8 年 1 月 22 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 22 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 石岡城里線
- 道路の区域

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長           | 摘 要  |
|-------------------------------------------|------|---------------------------|---------------|------|
| 石岡市府中一丁目1022番1地先から<br>石岡市杉並四丁目12942番4地先まで | 旧    | メートル<br>最大 37.6<br>最小 9.2 | メートル<br>2,064 |      |
| 石岡市国府七丁目494番2地先から<br>石岡市杉並四丁目12942番4地先まで  | 新    | メートル<br>最大 37.6<br>最小 9.0 | 3,337         | 区域追加 |



### 茨城県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年1月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 尾崎境線

3 道路の区域

| 区 間                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長         | 摘 要  |
|---------------------------------------------|------|---------------------------|-------------|------|
| 猿島郡境町字末広2123番23地先から<br>猿島郡境町字仲町西側1611番1地先まで | 旧    | メートル<br>最大 10.0<br>最小 7.5 | メートル<br>977 |      |
| 猿島郡境町字末広2123番23地先から<br>猿島郡境町字浅間下1033番地先まで   | 新    | メートル<br>最大 10.0<br>最小 6.2 | 1,599       | 区域追加 |



### 茨城県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和8年1月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 路 線 名 県道 荒井行方線

2 供用開始の区間 行方市石神字鰐沢729番1地先から  
行方市石神字鰐沢1567番1地先まで

3 供用開始の期日 令和8年1月31日



### 茨城県告示第32号

茨城県都市公園管理規則（昭和45年茨城県規則第21号）第6条の7第1項に規定する知事が別に定める期間を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 期 間

令和 8 年 2 月 11 日から令和 8 年 3 月 22 日まで

---

#### 茨城県告示第33号

茨城県都市公園管理規則（昭和45年茨城県規則第21号）第13条第2項の表偕楽園の項及び第13条の10の表に規定する知事が定める期間を次のとおり定める。

令和 8 年 1 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

##### 1 期 間

令和 8 年 2 月 11 日から令和 8 年 3 月 22 日まで

---

(教 育 長)

#### 茨城県教育委員会教育長告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 1 月 22 日

茨城県教育委員会教育長 柳橋常喜

##### 1 指定納付受託者の名称

アソビュー株式会社

##### 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地

東京都品川区大崎1丁目11番2号

##### 3 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

ミュージアムパーク茨城県自然博物館に係る学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第9号）第10条第1項に定める入館料

##### 4 指定納付受託者として指定する期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日まで

##### 5 指定年月日

令和 8 年 2 月 1 日

---

#### 茨城県教育委員会教育長告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 1 月 22 日

茨城県教育委員会教育長 柳橋常喜

##### 1 指定公金事務取扱者の名称

アソビュー株式会社

##### 2 指定公金事務取扱者の主たる事務所の所在地

東京都品川区大崎1丁目11番2号

##### 3 指定公金事務取扱者にさせる公金事務の内容

ミュージアムパーク茨城県自然博物館に係る学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第9号）第10条第1項に定める入館料

4 委託期間

令和8年2月1日から令和10年11月30日まで

5 指定年月日

令和8年2月1日

---

## 公 告

---

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和8年1月22日

茨城県知事 大井川 和彦

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年茨城県規則第98号）第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由

①行政情報ネットワーク用モバイル端末等（ノートPC782台）一式賃貸借 ②政策企画部情報システム課 水戸市笠原町978番6 ③令和7年11月11日 ④関彰商事株式会社 エネルギートラנסフォーメーション事業部関東第3支店 支店長 郡司 剛宏 茨城県水戸市笠原町1514-3 ⑤88,854,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）  
⑥一般競争入札 ⑦令和7年10月2日

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和8年1月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原4962番4

2 事業主の住所及び氏名

かすみがうら市稻吉東二丁目9番12号 ベルエキップI-202

高塚 涼介

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字吉原字堂山172番3

## 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字吉原172番地2

高橋俊介、高橋真理

(病院局)

## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 8 年 1 月 22 日

茨城県立中央病院長 島居徹

茨城県立こども病院長 新井順一

## [掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程（平成18年茨城県病院事業管理規定第22号）第2条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年茨城県規則第98号）第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①A重油J I S 1種1号【共同購入】茨城県立中央病院200キロリットル 茨城県立こども病院100キロリットル 計300キロリットル ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528 茨城県立こども病院 茨城県水戸市双葉台3丁目3-1 ③令和7年12月16日 ④酒井株式会社 代表取締役 酒井 清市 茨城県ひたちなか市堀口695番地の4 ⑤81,370円／キロリットル（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ⑥一般競争入札 ⑦令和7年10月27日 ⑧最低価格

(労働委員会)

## ●あっせん員候補者の公示

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和 8 年 1 月 22 日

茨城県労働委員会会長 亀田哲也

| 氏名    | 委嘱年月日      | 現職                                  | 歴              |
|-------|------------|-------------------------------------|----------------|
| 亀田哲也  | 平成30年12月6日 | 弁護士<br>茨城県労働委員会公益委員                 | 茨城県弁護士会会長      |
| 後藤玲子  | 令和2年12月3日  | 茨城大学人文社会科学部教授<br>茨城県労働委員会公益委員       | 茨城大学人文学部教授     |
| 大谷美恵子 | 令和6年12月3日  | 公益財団法人いばらき文化振興財団理事長<br>茨城県労働委員会公益委員 | 茨城県教育庁総務企画部長   |
| 堀みづき  | 令和6年12月3日  | 弁護士<br>茨城県労働委員会公益委員                 | 茨城県弁護士会土浦支部支部長 |

| 氏 名       | 委嘱年月日           | 現 職                                                                                             | 前 歴                                                       |
|-----------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 森 田 涩 子   | 令和 8 年 1 月 15 日 | 弁 護 士<br>茨 城 県 労 働 委 員 会 公 益 委 員                                                                | 茨 城 県 弁 護 士 会 副 会 長                                       |
| 久 保 田 利 克 | 令和 6 年 12 月 3 日 | 日本 労 働 組 合 総 連 合 会 茨 城 県 連 合 会 会 長<br>茨 城 県 労 働 委 員 会 劳 働 者 委 員                                 | 全 日 本 電 機・電 子・情 報 関 連 産 業 労 働 組 合 連 合 会 茨 城 地 方 協 議 会 議 長 |
| 菅 原 康 弘   | 令和 2 年 12 月 3 日 | 茨 城 交 通 劳 働 組 合 執 行 委 員 長<br>茨 城 県 劳 働 委 員 会 劳 働 者 委 員                                          | 茨 城 交 通 劳 働 組 合 書 記 長                                     |
| 千 葉 高 則   | 令和 6 年 2 月 15 日 | 日本 郵 政 グ ル ー プ 劳 働 組 合 茨 城 連 絡 协 議 会 会 長<br>茨 城 県 劳 働 委 員 会 劳 働 者 委 員                           | 日本 郵 政 グ ル ー プ 劳 働 組 合 茨 城 連 絡 协 議 会 事 務 局 長              |
| 生 井 澤 律 子 | 令和 6 年 12 月 3 日 | 日本 劳 働 組 合 総 連 合 会 茨 城 県 連 合 会 副 事 務 局 長<br>茨 城 県 劳 働 委 員 会 劳 働 者 委 員                           | 全 日 本 自 治 团 体 劳 働 組 合 茨 城 県 本 部 書 記 長                     |
| 中 島 智 美   | 令和 6 年 12 月 3 日 | UA ゼンセン ウエルシア ユニオン 中央 執 行 副 委 員 長<br>茨 城 県 劳 働 委 員 会 劳 働 者 委 員                                  | UA ゼンセン ウエルシア ユニオン 中央 執 行 副 書 記 長                         |
| 加 藤 祐 一   | 令和 4 年 12 月 1 日 | 一 般 社 团 法 人 茨 城 県 経 營 者 协 会 専 務 理 事<br>茨 城 県 劳 働 委 員 会 使 用 者 委 員                                | 一 般 社 团 法 人 茨 城 県 経 營 者 协 会 事 務 局 長                       |
| 堀 延 也     | 令和 4 年 12 月 1 日 | 株 式 会 社 ケ ー ズ ホ ー ル デ イ ン グ ス サ ス テ ナ ピ リ テ 推 進 本 部 CSR 部 顧 問<br>茨 城 県 劳 働 委 員 会 使 用 者 委 員      | 株 式 会 社 ケ ー ズ ホ ー ル デ イ ン グ ス 取 締 役 監 査 等 委 員             |
| 大 西 康 之   | 令和 6 年 6 月 20 日 | 株 式 会 社 日 立 製 作 所 人 財 統 括 本 部 エ ネ ル ギ ー CHRO 兼 日 立 事 業 所 副 事 業 所 長<br>茨 城 県 劳 働 委 員 会 使 用 者 委 員 | 株 式 会 社 日 立 製 作 所 人 財 統 括 本 部 エ ネ ル ギ ー 人 財 企 画 部 長       |
| 南 雲 京 子   | 令和 6 年 12 月 3 日 | 株 式 会 社 三 栄 製 作 所 代 表 取 締 役 会 長<br>茨 城 県 劳 働 委 員 会 使 用 者 委 員                                    | 株 式 会 社 三 栄 製 作 所 代 表 取 締 役 社 長                           |
| 柳 瀬 香 織   | 令和 6 年 12 月 3 日 | 海 老 根 建 設 株 式 会 社 代 表 取 締 役<br>茨 城 県 劳 働 委 員 会 使 用 者 委 員                                        | 海 老 根 建 設 株 式 会 社 取 締 役                                   |
| 深 澤 泰 子   | 令和 7 年 4 月 17 日 | 茨 城 県 劳 働 委 員 会 事 務 局 長                                                                         | 茨 城 県 福 祉 部 次 長                                           |
| 海 老 根 洋 司 | 令和 6 年 4 月 18 日 | 茨 城 県 劳 働 委 員 会 事 務 局 次 長 兼 総 務 調 整 課 長                                                         | 茨 城 県 県 民 生 活 環 境 部 資 源 循 環 推 進 課 副 參 事                   |
| 根 本 克 彦   | 令和 5 年 4 月 20 日 | 茨 城 県 劳 働 委 員 会 事 務 局 審 査 課 長                                                                   | 茨 城 県 劳 働 委 員 会 事 勿 局 審 査 課 係 長                           |

(注) 委嘱年月日は、当初の委嘱年月日である。

毎 週 月・木 曜 日 発 行 (緊 急 事 項 は 号 外 発 行)  
(休 日 の 場 合 は 線 下 発 行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨 城 県 水 戸 市 笠 原 町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話 番 号 029 (301) 1111 (代)